

令和6年度

小竹町水道事業 水質検査計画書

小竹町上下水道課

電話(代) (0949) 62-1960

# 令和6年度 小竹町水道事業水質検査計画

## (1) 水質検査計画に関する基本方針

安全な水道水の供給を目的とし、水質基準項目、水質管理目標設定項目に基づき、水質検査を合理的、効率的、体系的かつ組織的に実施し、その検出状況を的確に把握・分析し、水道水質管理の充実強化を図ることにより、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すことを基本方針とします。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

## (2) 水道事業の概要

### 浄水場の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可水量 (m <sup>3</sup> /日)	浄水処理方法	R04年度一日 平均配水量 (m <sup>3</sup> /日)
御徳浄水場 (北部系)	遠賀川	伏流水	2,000	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 粒状活性炭 マンガン接触ろ過	2,385
御徳浄水場 (勝野系)	三六地下 水井	深井戸	950	塩素処理	
	遠賀川	伏流水	1,340	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 粒状活性炭 マンガン接触ろ過	
	庄内川	表流水	2,110	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 粒状活性炭 マンガン接触ろ過	

給水状況（令和4年度末現在）

給水人口	6,769 人
普及率	99.9 %
給水世帯	3,149 世帯
計画一日最大給水量	6,140 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	3,429 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	2,392 m <sup>3</sup>

（3）当該水道を巡る

原水及び浄水の水質管理上の留意点

御徳浄水場勝野系水源の一つである遠賀川水系庄内川表流水では、渇水時に水質が悪化し浄水で蒸発残留物の上昇等の影響が出ることがあります。

そのため原水で毎月、有機物（全有機炭素(TOC)の量）の測定やその他の水質検査を行い監視に努めながら浄水処理を行っています。

（4）水質検査を行う採水地点（図-1）

浄水で毎月の定期水質検査を配水池系ごとに2箇所、調整池系ごとに6箇所で行い、各水源で原水検査を行っています。

・ 浄水採水場所

1. 御徳浄水場 勝野系 2号配水池 新多地区 給水栓
2. 勝野系 2号配水池 新町調整池系 六田ヶ浦地区 給水栓
3. 勝野系 2号配水池 毛勝調整池系 毛勝地区給水栓
4. 勝野系 2号配水池 七福団地調整池系 七福地区給水栓
5. 勝野系 2号配水池 堀団地調整池系 七福地区給水栓
6. 北部系 1号配水池 赤地地区 給水栓
7. 北部系 1号配水池 鴻の巣団地調整池系 御徳二地区 給水栓
8. 北部系 1号配水池 口伝ヶ浦団地調整池系 御徳二地区 給水栓

(5) 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由〔表 1-1~4〕

(法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。)

浄水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。〔別紙-1〕

原水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に定める内容に従い設定しました。〔別紙-2〕

(6) 臨時の水質検査および水質異常時の対応について

水質異常時の対応について〔別紙-3〕に、基づき対応します。

臨時の水質検査は、通知（健水発第 1010001 号）に準じて対応します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要と認められるとき

## (7) 水質検査の方法

定期及び臨時検査については、高い精度と信頼性を確保するため、水道GLP※の認定を取得している厚生労働大臣の登録検査機関に委託しています。

毎日検査の色、濁り、消毒の残留効果は、小竹町で行っています。

※ 水道GLPとは「水道水質検査優良試験所規範」の略で、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

## (8) 水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定し、上下水道課で閲覧できるようにしています。

## (9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### ・ 水質検査結果の評価

検査結果の項目ごとに基準値と照合し分析評価を行い、水質変動等の状況把握に努めるとともに異常値が認められたときは、直ちに再検査を行うなど所要の措置を講じます。

### ・ 水質検査計画の見直しに関する事項

原水、浄水中で周辺環境等の状況変化により、水質管理の上で留意すべき事象が生じ水質の変動等が認められる場合または、予測される場合は、状況変化に応じて検査項目、検査回数を見直しを行います。

水質検査計画を作成に当たっては、過去の水質状況を考慮し計画を作成しました。

- ・ 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施は、その精度管理、信頼性の保証が重要であり「判断の独立性」が求められるため、正確な検査結果を得られる実施体制としています。

- ・ 関係者と連帯に関する事項

水道水源汚染の監視のため、「遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会」、「遠賀川水系水道事業者連絡協議会」等関係機関および厚生労働大臣登録検査機関と常に連係を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故が発生したときは直ちに適切な対策を講じます。

- ・ 健康診断に関する事項

水道法第 21 条第 1 項の規定により、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者について、検便検査を、水道法施行規則第 16 条に基づきおおむね 6 ヶ月ごとに 1 回、検便検査を実施します。

## (10) 法第 20 条第 3 項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

- ・ 委託の範囲

- ① 具体的な検査項目、頻度

令和 6 年度 水質検査頻度表 [表 1-1~4]

令和 6 年度 水質検査予定表 [表 3-1~3]

各検査項目のセット内容については、[表-4] [表-5] を参照ください。

- ② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、小竹町で採水を行い検査機関に受け渡しを行っています。

特に一般細菌・大腸菌・pH 値・味・臭気・色度及び濁度の項目については、試料を採水後、検査機関による試験開始までの時間は、告示法

(厚生労働省告示第 261 号) に従い 12 時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

### ③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応〔別紙-3〕に従い、臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については、「定期（臨時）水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

### ・ 委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることが出来るようにしています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には、外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。